

決議（案）第3号

日本政府のミャンマーに対する経済協力事業の全面的な見直しを求める決議

上記の決議（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年6月21日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	野村 羊子
賛成者	〃	嶋崎 英治
〃	〃	伊沢 けい子

日本政府のミャンマーに対する経済協力事業の全面的な見直しを求める決議

ミャンマーで2月1日に国軍によるクーデターが発生してから4か月が過ぎた。クーデター後、常軌を逸したミャンマー国軍の市民への暴力が続いている。5月17日時点で802名の市民が殺害され、4,120名が恣意的に拘束されている。拘束後に殺害された市民も少なくなく、生前の容貌をとどめない遺体が遺族に返されていることが繰り返し報道されている。「治安部隊」による市民の拘束が恣意的であることに加え、拘束者が法的な保護を受けられない無法状態が続いている。また、市民不服従運動に参加した公務員の解雇も続き、最近では大学の教員が大量解雇されている。国営メディアでは「治安部隊」による暴力とは全く異なる内容が報じられ、市民のインターネットへのアクセスは制限されたままである。

しかし、このような状況が続いても、日本政府は自身が債務救済等で深く関与してきたミャンマーへの経済協力について、依然として明確な方針を示していない。

3月4日以降、日本のNGO64団体は、日本政府に対し、対ミャンマー公的資金における国軍ビジネスとの関連を早急に調査し、クーデターを起こした国軍の資金源を断つことを求める要請を行った。

また、5月5日のG7外務・開発大臣会合声明において、日本政府は「我々の開発援助が国軍主導の体制を支援することを防止し、援助がミャンマーの人々、特に人道上の原則に従って最も援助を必要とする人々の利益となることを確保するために協力する」、「我々は、国軍関連の複合企業とビジネスを行う際にデューデリジェンスを実施することにコミットし、他の者に対しても同様に行うよう求める」と表明しているにもかかわらず、国内では、事態の推移を見守り、どのような対応が効果的か検討するとの回答を繰り返すばかりである。

本市は、三鷹市における平和施策の推進に関する条例の中で、「地球上から恐怖や欠乏を追放し、地球環境の保全に努め、すべての人々がひとしく基本的人権を享有することによって、安全で健やかに心ゆたかに生きられるよう、恒久平和の実現に努めます」と掲げており、ミャンマーにおける人権じゅうりに日本政府が加担することを無視することはできない。

よって、本市議会は、政府に対し、国軍のビジネスと日本の経済協力関係を直ちに断ち切るため、以下の事項を強く要請することを求める。

記

- 1 外務省は、新規の対ミャンマー支援については、緊急・人道支援以外は実施しないこと及びそれを国際社会に表明すること。
- 2 外務省は、政府開発援助（ODA）事業の中で未入札の事業については、民政回復までこれを凍結するとともに、そのことを国際社会に表明すること。
- 3 外務省は、ODA事業の中で、入札終了案件については一旦直ちに支払いを停

止するとともに、主契約者の調達先に国連調査団が挙げる国軍系企業が入っているかを調査し、公表すること。

- 4 国土交通省は、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）がミャンマーで出資している5件の案件について、国軍に利することを防げない場合、事業から撤退するよう、指導すること。
- 5 財務省は、国際協力銀行（JBIC）がYコンプレックス事業への融資を直ちに中止するよう、指導すること。
- 6 日本政府は、ミャンマーで事業を実施する日本の民間企業に対し、国軍との関係を断つよう指導し、その実現に向けた支援を実施すること。国軍との関係を断つことを拒否する企業に対しては、日本政府の開発協力大綱及び国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に照らし、直ちに公的支援を取りやめること。

上記、決議する。

令和3年6月21日

三 鷹 市 議 会